

IC カード関係

⑤ ポストペイ運賃事後割引サービス特約（大津線）

2017. 1. 1 制定

2017. 4. 1 改正

2019.10. 1 改正

2020. 3.16 改正

（目的）

第1条 この特約は、ICカード取扱規則第3条第5項の定めに基づき、ICカードのポストペイ機能を使用して当社を乗車された場合の運賃事後割引サービスについて必要な事項を定める。

（用語の意義）

第2条 この特約における主な用語の意義および内容は次表のとおりとする。

用語	意義および内容
1 乗車記録	自動改札機等により正常に入出場情報が記録され、かつ、当社が正確に把握することができたICカードのポストペイ機能での乗車実績をいう。ただし、京都市交通局線から御陵駅を經由して当社線を利用する場合は、入場駅において自動改札機等による改札を受け、御陵駅を越えて当社線に乗り継いできたときに入場したものとみなす。
2 利用月	月初日から月末日（1日は午前3時から翌朝午前3時までの間とする。）の1カ月間をいう。
3 ポストペイ普通運賃	ICカードのポストペイ機能で当社線を乗車した都度発生する未払いの普通旅客運賃（当社が別に定める乗継割引が適用された場合は、乗継割引適用後の金額）をいう。その種類は、大人、小児とする。
4 ポストペイ割引後運賃	利用月の月末日が終了した時点で、ポストペイ普通運賃を一旦すべて合計し、第6条に定める計算手順により、その総額を割引いて確定させた後の未払運賃額をいう。

IC カード関係

5 利用額割引	利用金額の総額に応じて、自動的にポストペイ普通運賃の額を割引いた運賃（利用額割引運賃）を適用することをいう。 なお、京都市交通局との乗継割引運賃適用区間を利用した場合は、乗継割引適用後の金額を基準に集計する。 【適用区分及び通減率】								
	(1) 大人								
	<table border="1"><thead><tr><th>適用区分</th><th>通減率</th></tr></thead><tbody><tr><td>0 円以上 2,040 円/月以下の利用分</td><td>100%</td></tr><tr><td>2,041 円以上 2,240 円/月以下の利用分</td><td>0%</td></tr><tr><td>2,241 円/月以上の利用分</td><td>90.91%</td></tr></tbody></table>	適用区分	通減率	0 円以上 2,040 円/月以下の利用分	100%	2,041 円以上 2,240 円/月以下の利用分	0%	2,241 円/月以上の利用分	90.91%
	適用区分	通減率							
	0 円以上 2,040 円/月以下の利用分	100%							
	2,041 円以上 2,240 円/月以下の利用分	0%							
	2,241 円/月以上の利用分	90.91%							
	(2) 小児								
	<table border="1"><thead><tr><th>適用区分</th><th>通減率</th></tr></thead><tbody><tr><td>0 円以上 1,020 円/月以下の利用分</td><td>100%</td></tr><tr><td>1,021 円以上 1,120 円/月以下の利用分</td><td>0%</td></tr><tr><td>1,121 円/月以上の利用分</td><td>90.91%</td></tr></tbody></table>	適用区分	通減率	0 円以上 1,020 円/月以下の利用分	100%	1,021 円以上 1,120 円/月以下の利用分	0%	1,121 円/月以上の利用分	90.91%
	適用区分	通減率							
0 円以上 1,020 円/月以下の利用分	100%								
1,021 円以上 1,120 円/月以下の利用分	0%								
1,121 円/月以上の利用分	90.91%								

2 その他の用語については、IC カード取扱規則および旅客営業規則等の定めによる。

(運賃の支払義務)

第3条 旅客が IC カードのポストペイ機能で乗車した場合、個別の運送契約が終了した都度、乗車区間の普通旅客運賃を支払う義務を負う。

(ポストペイ割引後運賃の立替払いおよび決済)

第4条 旅客は、IC カードのポストペイ機能で乗車した場合、当該 IC カードの発行者が当社にポストペイ割引後運賃を立替払いすることを予め異議なく承諾するものとする。当該ポストペイ割引後運賃は、当該 IC カードの発行者が定める方法で決済される。

(ポストペイ普通運賃の割引)

第5条 当社は、利用月に生じたポストペイ普通運賃を一旦すべて合計したうえで、毎月月末日の終了時に、第6条に定める割引計算を行い、利用月毎にポストペイ割引後運賃を確定する。

2 前項の計算は、同一人の利用であっても、IC カードごとに別々に行う。ただし、IC カード取扱規則第13条の規定に基づき IC カードを再発行した場合は、この限りではない。

ICカード関係

(ポストペイ割引後運賃の計算手順)

第6条 ポストペイ運賃の割引計算手順は、次の各項に定めるとおりに行う。

- 2 ポストペイ割引後運賃は、利用額割引を自動的に適用して計算した額とする。
- 3 利用額割引の計算は、運賃計算期間に同一のポストペイ式 IC カードで大津線を利用した運賃の総額に対し、適用区分毎にそれぞれの通減率を乗じた金額（銭未満は切り捨てる。）の合計額（円未満は切り捨てる。）とする。
- 4 前項に定める利用額割引の計算において、別途定める特別の運送条件を付した通減率を適用することができる。

(運賃事後割引サービスの制限または停止)

第7条 当社は、次の各号の事項に該当する場合には、本特約に定めるサービスを制限または停止することがある。

- (1) 電子計算機の故障および電子計算機作動プログラムの異常が発生したとき
- (2) 通信回線が不良になったとき
- (3) 前各号のほか、本特約に定めるサービスを通常どおりに提供できないと当社が判断したとき

(免責)

第8条 旅客は、当社が前条に定める制限または停止を実施した場合で、予定していた運賃事後割引を受けることができない場合が生じることおよび当社がその責めを負わないことを予め異議なく承諾する。

(特約の変更)

第9条 当社は、この特約を予告なしに変更することがあり、この場合、この特約に定める各事項は変更後の特約の定めによる。ただし、ポストペイ割引後運賃の計算方法その他運送条件に関する事項について変更するときは、当社施設内において掲示する等の方法により旅客に対し公告したうえで行う。

ICカード関係

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

- 1 経済情勢などの外的環境が変化した場合、又は当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがある。
- 2 前項による変更に際しては、当社ホームページ等その他相当な方法で予め周知する。